

## <議題4>

2021年7月15日～16日  
第90回定期全国大会

### 規約・規則の一部改正について

国鉄労働組合同規約・規則について、以下の通り、一部改正を行うこととする。

#### 国鉄労働組合同規約の一部改正

現 行	改 正
<p>(会議の成立と議決)</p> <p>第18条 会議はすべて3分の2以上出席しなければ開くことはできない。議事は過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。</p>	<p>(会議の成立と議決)</p> <p>第18条 会議はすべて3分の2以上出席しなければ開くことはできない。議事は過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。</p> <p><u>2 遠隔会議システム等による開催の場合にはこれに準ずる扱いとする。</u></p> <p><u>3 書面開催の場合はすべて3分の2以上の出席確認書状の提出をもって会議の成立を認める。</u></p> <p><u>4 議決はあらかじめ定められた採決用紙あるいは電子投票等による過半数で決する。</u></p>
<p>(大 会)</p> <p>第19条 大会は組合の最高決議機関で、代議員と役員で構成し、毎年7月中央執行委員長が招集する。</p>	<p>(大 会)</p> <p>第19条 大会は組合の最高決議機関で、代議員と役員で構成し、毎年7月中央執行委員長が招集する。<u>但し、災害発生や感染症対策および緊急事態等の特段の事情が生じた場合においては書面審議もしくは遠隔会議システム等による開催とすることができる。</u></p>

<p>2 臨時大会は、中央執行委員会が必要と認めたととき、もしくは代議員の3分の1以上の要求があったときに中央執行委員長が招集する。</p> <p>なお、臨時大会は開催請求があつてから1カ月以内に開かなければならない。</p> <p>3 大会（臨時大会を含む）の議長、副議長は、代議員の中から選出する。</p> <p>大会では、役員は議決権をもたない。大会の運営は別に定める議事規則による。</p> <p><b>(中央委員会)</b></p> <p>第21条 中央委員会は、全国大会に次ぐ決議機関で、中央委員と役員で構成し、毎年1回以上中央執行委員長が招集する。</p> <p>2 臨時中央委員会は、中央執行委員会が必要と認めたととき、もしくは、中央委員の3分の1以上の要求があったときに中央執行委員長が招集する。なお、臨時中央委員会は開催要求があつてから3週間以内に開かなければならない。</p> <p>3 中央委員会（臨時中央委員会を含む）の議長と副議長は、中央委員の中から選出する。</p> <p>中央委員会では、役員は議決権をもたない。</p> <p><b>(代議員)</b></p> <p>第35条 代議員は大会に出席し議案を審議する。</p>	<p>2 臨時大会は、中央執行委員会が必要と認めたととき、もしくは代議員の3分の1以上の要求があったときに中央執行委員長が招集する。</p> <p>なお、臨時大会は開催請求があつてから1カ月以内に開かなければならない。</p> <p>3 大会（臨時大会を含む）の議長、副議長は、代議員の中から選出する。</p> <p>大会では、役員は議決権をもたない。大会の運営は別に定める議事規則による。</p> <p><b>(中央委員会)</b></p> <p>第21条 中央委員会は、全国大会に次ぐ決議機関で、中央委員と役員で構成し、毎年1回以上中央執行委員長が招集する。<u>但し、災害発生や感染症対策および緊急事態等の特段の事情が生じた場合においては書面審議もしくは遠隔会議システム等による開催とすることができる。</u></p> <p>2 臨時中央委員会は、中央執行委員会が必要と認めたととき、もしくは、中央委員の3分の1以上の要求があったときに中央執行委員長が招集する。なお、臨時中央委員会は開催要求があつてから3週間以内に開かなければならない。</p> <p>3 中央委員会（臨時中央委員会を含む）の議長と副議長は、中央委員の中から選出する。</p> <p>中央委員会では、役員は議決権をもたない。</p> <p><u>書面審議もしくは遠隔会議システム等による委員会の運営は大会に準ずる扱いとする。</u></p> <p><b>(代議員)</b></p> <p>第35条 代議員は大会に出席し議案を審議する。</p>
---	--

代議員は中央委員、役員を選挙し、又は選挙されてこれに就任する。

#### (役員任期)

第43条 中央本部の役員任期は次の通りとし、大会で改選する。但し、再選を妨げない。

執行委員 2年

監査員 3年

役員に欠員が生じた場合は大会で補充する。なお、欠員補充によって就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。前任者は退任の場合でも後任の決まるまで業務を行なう。

2 遠隔会議システム等による開催の場合にはこれに準ずる扱いとする。

3 書面開催の場合は出席確認書状の提出と書面により審議を行う。

代議員は中央委員、役員を選挙し、又は選挙されてこれに就任する。

#### (役員任期)

第43条 中央本部の役員任期は次の通りとし、大会で改選する。但し、再選を妨げない。

執行委員 2年

監査員 2年

役員に欠員が生じた場合は大会で補充する。なお、欠員補充によって就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。前任者は退任の場合でも後任の決まるまで業務を行なう。

## 雑 則

#### (会議の招集)

第64条 災害発生や感染症対策および緊急事態等の特段の事情が生じた場合には、書面審議もしくは遠隔会議システム等による機関会議を開催することができる。

議事規則の一部改正

現 行	改 正
<p>(規則の根拠)</p> <p>第2条 この規則に決めていない事項で必要なことは、その都度大会で決めることができる。</p> <p>但し、その大会のみ効力がある。</p> <p>(代議員と証明)</p> <p>第4条 <u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>は開会の前日までに代議員名簿を中央執行委員長に出して証明をうける。</p> <p>(資格審査委員の選出)</p> <p>第6条 資格審査委員会は、各<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>単位に1名と役員2名で構成する。</p> <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第29条 傍聴券は、その都度中央執行委員会が発行し、代議員数に応じて<u>地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)</u>単位に配分する。</p>	<p>(規則の根拠)</p> <p>第2条 この規則に決めていない事項で必要なことは、その都度大会で決めることができる。</p> <p>但し、その大会のみ効力がある。</p> <p><u>なお、書面審議もしくは遠隔会議システム等による開催の場合は附則を別に定める。</u></p> <p>(代議員と証明)</p> <p>第4条 <u>エリア本部</u>は開会の前日までに代議員名簿を中央執行委員長に出して証明をうける。</p> <p>(資格審査委員の選出)</p> <p>第6条 資格審査委員会は、各<u>エリア本部</u>単位に1名 <u>(東日本は2名)</u>と役員2名で構成する。</p> <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第29条 傍聴券は、その都度中央執行委員会が発行し、代議員数に応じて<u>エリア本部</u>単位に配分する。</p>

## 附 則

### 書面開催附則

#### (附則の根拠)

第 32 条 この附則は、国鉄労働組合議事規則に定めのない、書面開催による場合の大会を円滑に運営することを目的とする。

#### (招集手続)

第 33 条 大会を招集するときは、中央執行委員長が 1 ヶ月前に開会の日時・場所・会期・目的・議案・出席確認その他参考事項を通知する。

但し、臨時大会はこの限りではない。

#### (資格審査委員の選出)

第 34 条 資格審査委員会は、本会場出席の代議員 1 名と役員 2 名で構成する。

#### (議事運営委員の選出)

第 35 条 議事運営委員会は、本会場出席の代議員 1 名と役員 3 名をもって構成する。

#### (選挙管理委員会)

第 36 条 大会に、役員・中央委員選挙のため選挙管理委員会をおく。

選挙管理委員会は、本会場出席の代議員 1 名と役員 2 名をもって構成し、次のことを行う。

- (1) 候補者の受付と候補者の告示
- (2) 投票用紙の交付
- (3) 投票方法の決定
- (4) 投票管理者の指名、投票及び開票の立会人の指名

- (5) 当選の確認と発表
- (6) 違反行為があった時の当落の判定
- (7) その他選挙管理について必要な事項

#### (大会役職員)

第 37 条 大会に次の役職員をおく。

大会書記長 1名

大会書記 若干名

大会会場係 若干名

但し、会場係については省略することができる。

#### (分科委員会)

第 38 条 大会に分科委員会を設ける。

#### (分科委員会の構成)

第 39 条 分科委員会は代議員と役員で構成し、その選出方法・構成人員は書面により行う。

#### (分科委員長)

第 40 条 分科委員会に委員長をおく。尚、委員長は委員の互選で決める。

#### (分科委員会の報告)

第 41 条 分科委員会は、書面による審議で行い、大会に報告し、承認を得る。

#### (会議公開の原則)

第 42 条 本会議と各種委員会（以下会議という）における審議は原則として書面上にて公開する。

#### (発 言)

第 43 条 大会で発言するときは、あらかじめ定められた書式により質問ならびに意見等を提出する。

(無記名投票)

第44条 重要議案の採決にあたり、議長が必要と認めたとき又は代議員の1/4名以上の要求があったときは、書面による無記名投票で決める。

(採決の方法)

2 採決はすべて書面による採決を行う。

(原案の採決)

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(過半数に達しない場合)

4 修正案及び原案が共に過半数の賛成を得なかった場合に、大会において廃棄しないものと議決したときは、特別の委員会を設け、これに付託してその案を起こさせることができる。

(傍 聴)

第45条 会議の傍聴は、原則として置かない。

遠隔会議システム附則

(附則の根拠)

第46条 この附則は、国鉄労働組合議事規則に定めのない、遠隔会議システムによる場合の大会を円滑に運営することを目的とする。

(招集手続)

第47条 大会を招集するときは、中央執行委員長が1ヵ月前に開会の日時・場所・会

期・目的・議案、遠隔会議システムによる出席方法、その他参考事項を通知する。  
但し、臨時大会はこの限りではない。

(資格審査委員の選出)

第48条 資格審査委員会は、代議員1名と役員2名で構成する。

(議事運営委員の選出)

第49条 議事運営委員会は、代議員4名と役員3名によって構成する。

(選挙管理委員会)

第50条 大会に、役員・中央委員選挙のため選挙管理委員会をおく。

選挙管理委員会は、代議員1名と役員2名をもって構成し、次のことを行う。

- (1) 候補者の受付と候補者の告示
- (2) 投票用紙の交付
- (3) 投票方法の決定
- (4) 投票管理者の指名、投票及び開票の立会人の指名
- (5) 当選の確認と発表
- (6) 違反行為があった時の当落の判定
- (7) その他選挙管理について必要な事項

(分科委員会の構成と開催方法)

第51条 分科委員会は、代議員と役員で構成し、その選出方法・構成人員は議事運営委員会に付託して審議し、かつその答申に基づいて本会議で決める。

2 委員会の開催は遠隔会議システムを併用し、本会場とは別に審議を行う。

(会議公開の原則)

第52条 本会議と各種委員会（以下会議という）における審議は原則として本会場な

らびに遠隔会議システムにおいて公開する。

#### (発 言)

第53条 会議で発言しようとするときは、本会場および遠隔会議システム出席を問わず、すべて議長に通告して、その指名を受けなければならない。また遠隔会議システム出席により発言を行う場合は、発声による通告と同時に画面上の挙手により議長に意思を表示し、指名を受ける。

#### (議長の権限)

第54条 議長は、会議の運営上必要と認めるときは発言を停止することができる。

2 遠隔会議システムにおいて通信障害等の不測の事態が生じた場合、もしくは代議員よりその申し出等があった場合は議事を中断もしくは休会することができる。

3 前項の指示について不服のときは議事運営委員会に申し入れ、その審議を求めることができる。

#### (無記名投票)

第55条 重要議案の採決にあたり、議長が必要と認めたとき又は代議員の1/4名以上の要求があったときは、本会場および遠隔会議システム出席を問わず、電子投票による無記名投票で決める。

#### (傍 聴)

第56条 会議の傍聴者は、あらかじめ指定された遠隔会議システムで傍聴する。取り扱いについては、中央執行委員会が判断する。

<p>(規則の改正)</p> <p><u>第32条</u> この規則は、大会で代議員の直接無記名投票による過半数の同意を得なければ変更することができない。</p> <p><u>第33条</u> この規則は、1947年6月6日から実施する。</p> <p>第1回 1949年 10月15日 一部改正  第2回 1950年 10月13日 一部改正  第3回 1956年 8月16日 一部改正  第4回 2011年 7月29日 一部改正  第5回 2013年 7月26日 一部改正  第6回 2014年 8月1日 一部改正  第7回 2019年 7月31日 一部改正</p>	<p>(傍聴の発言)</p> <p><u>第57条</u> 傍聴者は、会議で発言したり、議事の妨害になるような行為をしてはならない。また、通信障害等により傍聴が遮断された場合には速やかに復旧に努めることとする。但し、その責任・義務は生じない。</p> <p>(規則の改正)</p> <p><u>第58条</u> この規則は、大会で代議員の直接無記名投票による過半数の同意を得なければ変更することができない。</p> <p><u>第59条</u> この規則は、1947年6月6日から実施する。</p> <p>第1回 1949年 10月15日 一部改正  第2回 1950年 10月13日 一部改正  第3回 1956年 8月16日 一部改正  第4回 2011年 7月29日 一部改正  第5回 2013年 7月26日 一部改正  第6回 2014年 8月1日 一部改正  第7回 2019年 7月31日 一部改正  <u>第8回 2021年 7月16日 一部改正</u></p>
--	---